

**通信・放送の総合的な法体系の在り方<平成20年諮問第14号>答申（案）
に対する意見書**

平成21年 7月21日

郵便番号：105-8002

（ふりがな）みなとくはままつちょう

住所：東京都港区浜松町1-31

（ふりがな）ぶんかほうそう

氏名：株式会社文化放送

代表取締役社長 三木 明博

項目	意見
2. 伝送設備規律 (1) 電波利用の柔軟化 ① 電波利用の柔軟化	<p>「通信及び放送の双方の目的に利用可能な無線局の免許制度を整備する」場合においては、『『本来の目的』をないがしろにし、他の目的のためのみに無線局を利用することのないよう、制度を設計することが必要である」点に十分に留意することが、肝要であると考ええる。</p>
2. 伝送設備規律 (1) 電波利用の柔軟化 ② ホワイトスペースの活用	<p>ホワイトスペースを利用する場合に、あらゆる条件においても既存業務に影響を与えないことが大前提であり、制度的な担保と厳格な運用が必要と考える。</p>
2. 伝送設備規律 (3) 迅速な新サービス・新製品の導入の促進 ① 免許等を要しない無線局(免許不要局)の範囲の見直し	<p>免許不要局の空中線電力上限の見直しについては、既存の無線業務に混信等の影響を及ぼさないことが大前提である。システムごとに十分に検証されることを制度的に担保されることが必須と考える。</p>
4. コンテンツ規律 (3) 具体的規律 ③ 番組規律	<p>基本計画の対象である放送であっても、「専門的情報の提供」を中心とした機能・役割を担うことが期待される放送に対しては、必ずしも必要でない規律を緩和する観点から番組規律を見直すことが必要と考える。また、放送番組種別、放送時間等の公表の制度導入にあたっては、「専門的情報の提供」という特異性に留意、配慮すべきと考える。</p>
4. コンテンツ規律 (3) 具体的規律 ④ 表現の自由享有基準	<p>「地上放送のメディアの別の基準の見直し」を検討する方向は、適切であると考ええる。</p>

以上